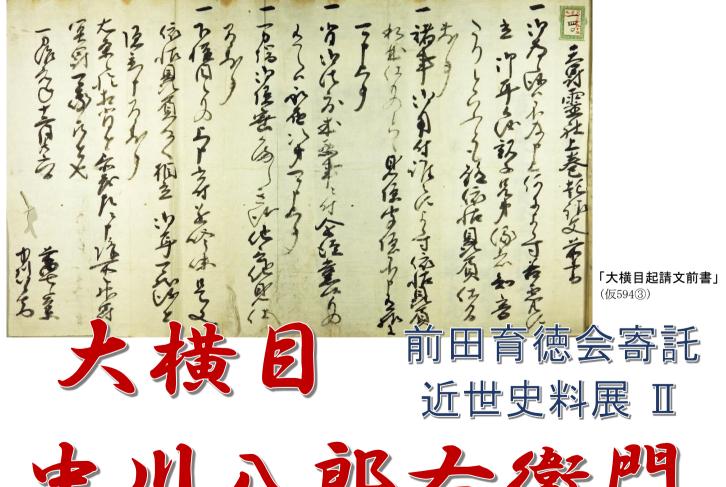
令和5年度秋季展

令和5年10月 3日(火) ~11月26日(□)



「奥式台詰番に付書状」(仮718)



于川八郎石铜门

金沢市立玉川図書館近世史料館

はじめに

令和4年度に公益財団法人前田育徳会から加賀藩政に関する近世史料の寄託を受けました。本展示では、数代家老役を勤めた人持組五千石の中川家の文書、その中でも大横目を勤めた八郎右衛門長種の史料を中心に展示します。

中川家は、織田信長に仕えた清六郎光重(武蔵守光重・宗半)を家祖とし、光重は前田利家の娘蕭姫を娶り、信長没後は利家に二万三千石で仕えます。その後を嗣いだ実弟大隅光忠(一万七千石)は故有って京都へ移り、光重に養われていた甥八郎右衛門長勝(重勝)が五千石の分家として存続し、幕末まで前田家の重臣として仕えました。

本展示では、藩政前期の一時期に存在した「大横目」、その役職を勤めた限られた人物の一人、中川八郎右衛門長種に関する古文書を紹介し、加賀藩横目の歴史、その一端に触れたいと思います。

※なお、寄託史料の史料番号については寄託段階のもので「仮」を付し、整理後に変更となる予定です。

中川家

中川家の本国は尾張、菩提寺は禅宗小立野宝円寺、居所は堤町後、家紋は方喰(カタバミ)です。

石高は五千石(表高)ですが、その内千石は与力知なので本高は四千石です。

居所の「堤町後」は延宝年間(1673-1681)の城下図では、西内惣構と西外惣構に挟まれた、堤町の西側に確認できます。何時拝領されたかは明確ではありませんが、幕末までこの地に屋敷を構えています。

この時期の「八郎右衛門」は大横目を 勤めた長種です。以降、歴代は公事場奉 行や寺社奉行を勤め、特に長定・惟忠・ 顕忠・典義は家老役まで勤めています。 そのため加賀藩史としては「中川家」= 「家老家」の印象が定着しています。



「諸士系譜」(090-836⑪)



「延宝年間金沢城下図」(090-598①)

初代 武蔵守光重 慶長16年隠居

2代 八郎右衛門長勝 明暦2年没 3代 八郎右衛門長種 延宝8年隠居

大横目 4代 采女長輝 元禄13年没

御歩裁許 新番頭5代 式部長定 元文4年没

6代 式部惟忠 宝暦7年没 家老

7代 八郎右衛門寄忠 天明5年没 寺社奉行 公事場奉行

8代 八郎右衛門顕忠 文化12年没 寺社奉行 公事場奉行 家老 江戸留守居

9代 八郎右衛門典義 安政5年隠居 寺社奉行 家老

10代 式部典惇 明治3年没 奏者番 江戸留守居 寺社奉行

11代 清六郎典克

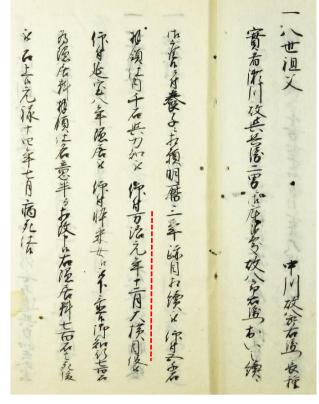
中川家歴代

大横日

「横目」とは様々な行為を見届け報告する役職で、「目付」とも記されます。加賀藩では慶長末(1614・1615)の大坂陣の際、山崎閑斎への横目として西尾隼人・津田外記が遣わされています。寛永4年(1627)の侍帳(『加賀藩初期の侍帳』)には「御台所御横目衆」や「奥方御膳所御横目」が、慶安2年(1649)の御鷹師人数之覚(「古組帳抜粋」16.30-38①)には「越中御横目」が確認できます。

江戸幕府の大目付は寛永期に始まりますが、加賀藩の 大横目は万治元年(1658)に津田源右衛門重辰(三千石)・ 中川八郎右衛門長種・前田七郎兵衛直玄(二千三百石)が 任ぜられます。表紙下の史料は同年12月26日の起請文前 書です。最後の一つ書に「下横目之もの上申書付、遂吟 味」とあることからこの史料は、前田・中川が大横目役 就任に際して提出した誓約書になります。

万治3年には玉井市正貞清(五千石)が加わりますが寛 文3年(1663)に亡くなり、多賀与一右衛門(左近)直定(二 千石)に代わります。寛文9年には前田直玄が亡くなり、 以降は津田・中川・多賀の三人体制となります。



「先祖由緒并一類附帳」(16.31-65) 中川清六郎

一中川今色は西海でなり、それであるとのある。それできるとは西海では、大田村では、大田村では一大田村である。

「被仰出之品等抜書」(16.25-1①)

役者体 =]1] 指罷候 止成間郎 か候 近右 と間 々 衛 体役門 赦 よ免津 り可田 同致源 時候右 之 · 与 門 右老 衛人 当 分門役 大も義 横近勤 目年か 病ね

大横目の廃止

大横目は万治元年(1658)から始まりますが、 同年10月には5代藩主綱紀の後見をしていた利常 (3代藩主)が亡くなります。諸横目を統括する大 横目が綱紀の指示で始まった役職であるかは微 妙な時期ですが、廃止は延宝8年(1680)で、綱紀 の指示によるものです。

綱紀は寛文~元禄期を中心に藩政における 様々な職制改革を実施していきます。年寄衆(八 家)・平士頭分・組外組などの創出や整備を行い 加賀藩の骨格を整え、後世の基盤を作りまし た。

そのような改革の中で大横目は廃止されます。左の史料は延宝6年8月27日の綱紀の書状(写)です。実際の廃止の2年前に、中川・津田の老体、多賀の病気を理由に赦免・免除し、大横目を廃止する意向を示していました。実際には、延宝8年11月28日同日に中川・津田は隠居、多賀は公事場奉行となって大横目は廃止となりました。津田は10年後の元禄3年(1690)に亡くなりますが、中川長種は21年後の元禄14年に亡くなります。

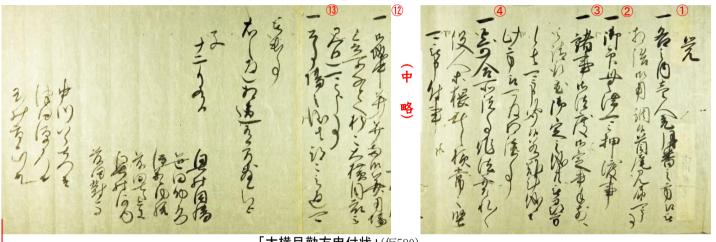
大横目廃止のために綱紀が強引に隠居させた ことが窺われますが、綱紀の目指した職制改革 には必要な工程であったと考えられます。

大横目の勤め方

下の史料は、万治3年(1660)に大横目宛てに出された勤め方に関するものです。差出人は奥村因幡 (庸礼)・奥村河内(栄清)・前田対馬(孝貞)の年寄衆に、篠田助左衛門・伊藤内膳(重正)・前田七郎兵 衛(直玄)が加わっています。篠田・伊藤・前田は「諸頭系譜」(『諸頭系譜』上)ではこの時期御用人を 勤めています。前田直玄は万治元年から大横目も勤めていますが公事場奉行や御用人など数役勤めて

勤め方について13箇条あり、①大横目の内一人月番方に詰める、②(宛行状等か)藩主印を押して渡 す、③諸法度・定を受取り、定への質問等の対応、④~⑥は寄合所に関して、作法の申付け(④)、小 将横目の詰め(⑤)、御用の伝え方の周知(⑥)が記され、⑦小将横目・歩横目へ法度の周知、⑧~⑪公 事場・算用場・普請会所・町会所・割場・作事所・下行割符所、作事・普請現場への横目の遣し方、⑫ 城中・算用場・会所等へ大横目が折々見廻る、⑬公事場での大横目の勤めは後に申し付ける、等がお およそ記されています。

なお、法度や定書は横目役を勤めるにあたり遵守だけではなく見届ける基準となります。

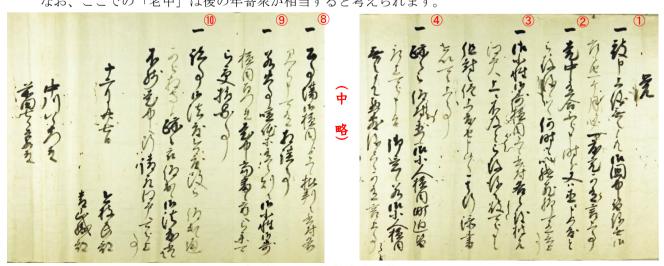


「大横目勤方申付状」(仮580)

下の史料は、今枝民部(近義)・青山織部(宗長)から大横目に宛てた勤め方に関するものです。今枝・ 青山は「諸頭系譜」(『諸頭系譜』上)では江戸留守居を勤めています。史料中に「江戸へ可被上事」 の文言が数箇所確認できることから寛文元年(1661)綱紀入国以前、先の史料と同時期の万治3年頃と考 えられます。

大横目の勤め方として10箇条あり、①何も変わった事が無くても月に一度は藩主へ報告、②老中不 在、または藩主に直接報告したければ継飛脚で上げる、③小将横目の報告、藩主に不要ならば破り、 封のまま上げる時は添え書きをつける、④御小人横目の町廻り廃止 ⑤横目以外の書付は上げずに破 る、藩主に見せるべきと思えば上げる、⑥老中寄合には大横目一人詰める、⑦公事場へ老中が出ると きは大横目一人詰める、⑧公事場横目の批判書付は大横目が確認の上相談、⑨火事・喧嘩等の時は小将 横目・御歩横目を連れ老中当番の指図を受ける、⑩法度が改められた時は老中に断り、法度書を藩主 に上げる、等がおおよそ記されています。

なお、ここでの「老中」は後の年寄衆が相当すると考えられます。



「大横目言上等勤方申付状」(仮570)

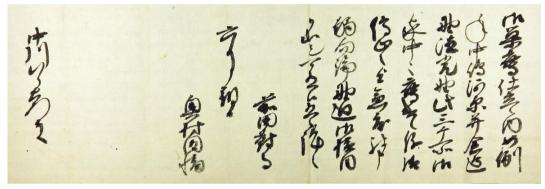




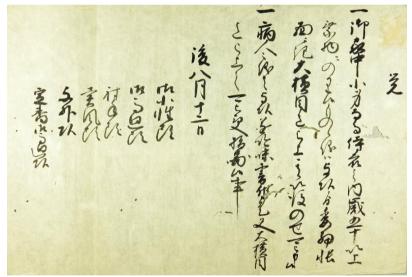
左の史料は、諸 横目の報告を大横 目が藩主に差し上 げるときの添え書 きです。

7月13日に中川が今枝・青山宛に出し、裏書では、藩主へ見せた事を今枝・奥村が7月21日中川に知らせています。

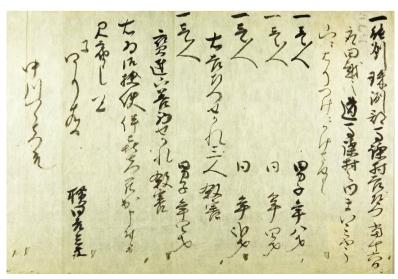
「横目書付等上覧に付添状」(仮788③)



「中島河原等家中鷹狩停止触申付状」(仮1033)



「家中小身侍·病人乗物定に付触状」(仮241②)



左の史料は藩主 の御鷹場のため、 藩士の鷹狩禁止に ついて触れる事を 年寄衆が大横目に 命じたものです。

また、御鷹場を 見張る野廻横目を 出すことも求めて います。

左の史料は、家中小身侍の老人・病 人が駕籠を使用するための定めにお いて、その手続きを大横目が各組頭 へ触れたものです。

「後八月」は「閏八月」のことで、定番御馬廻頭は延宝5年(1677)以前であることから、寛文元年(1661) 閏8月の史料です。

諸横目の勤め方

横目の多くは御小将(小姓)横目と 御歩(行)横目です。平士と歩であ り、勤め方は異なる事が考えられま すが、彼らは命じられた様々な横目 役を勤めます。

一方、会所御横目・御算用場御横目・御普請会所御横目・御公事場御横目など場付の横目もいます。

左の史料は、御小将横目横田吉兵衛 (二百石)の横目役としての見届書で す。横田は寛文元年(1661)には馬廻 組に移る(「古組帳抜粋」)ことから 子年は万治3年(1660)になります。馬 緤村吉左衛門の処刑を見届け大横目 中川に報告しています。

8歳以下の男子4人も処刑されている事からキリシタン関係の処分かも しれません。

「珠洲郡馬緤村吉左衛門磔に付見届書」(仮604)

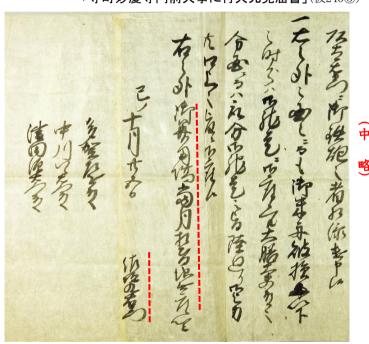
「寺町妙慶寺門前火事に付火元見届書」(仮243③)

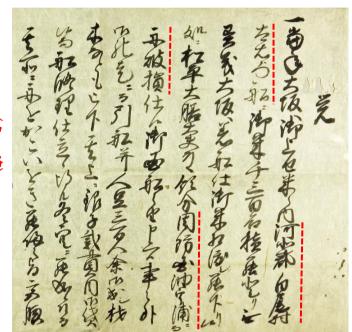
左の史料は、御小将横目山田仁右 衛門(百五十石)が万治3年(1660)3月 に犀川寺町妙慶寺門前であった火事 の見届書です。

「火之番」成瀬内蔵助等が帰り、 町奉行長屋七郎右衛門・里見七左衛門 が残り火に水を掛けさせていること を報告しています。単なる見届けで は無く、出火原因まで報告していま す。

下の史料は、大坂登米の船、千三百石を積んだ白尾村太右衛門船が大坂の帰り、周防国大島油宇浦で破損した一件の見届書です。

末文「右之外、御算用場当月相替 儀無御座候」の記述から、差出の佐 垣九右衛門(三百石)は算用場横目で す。『諸頭系譜』では寛文4~8年 に当役を勤めていることから、巳年 は寛文5年(1665)になります。





「大坂登米白尾村太右衛門船周防にて破損に付見届書」(仮1017)

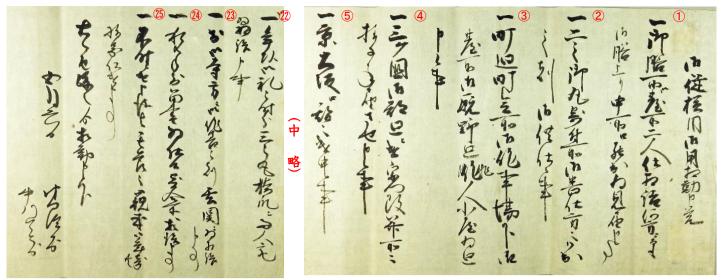
元 2000年 1000年 10

左の史料は、算用場の御用が増え、見届ける算用場横目も不足となったことから、年寄は大横目へ当分横目を一人出すよう命じます。大横目はとりあえず大小将横目の平井次郎兵衛(三百石)を差し出し、明日以降、宛所の窪田九郎兵衛(二百五十石)と二人で交代に算用場に出ることを申し付けたものです。

これは臨時の措置で、小松から大 小将横目を呼び寄せ、誓詞を提出さ せ、算用場横目となるまでとしてい ます。

算用場横目も平士の横目ですが、 大小将横目とは異なることが窺えま す。

「算用場横目不足に付申付状」(仮240個)

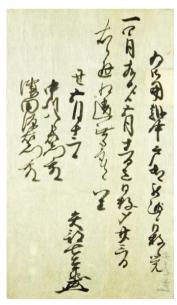


「御歩横目勤方覚写」(仮572)

この史料には25箇条が記されています。先ず最初に御膳所・御台所に詰め、藩主等の御膳召し上がりの見届(①)が記されています。

御供関係としては、二之丸寄付所御番人御出の時御供(②)、参勤道中、藩主船渡・馬渡・宿入等の時御供(⑥)があり、町廻り・野廻りとして町会所・作事場・厩など(③)、三箇国御郡廻り等(④)、藩主江戸在府中城中番所廻り(⑧)が上げられています。詰め先としては、年頭御礼時三の丸橋爪に(②)、藩主が御寺など参詣時その玄関に(③)詰め、派遣先としては、京・大坂へ(⑤)、預かり人を預かる人宅へ(②)、誓紙判元見届けのため作事所下裁許者へ(③)、施行所へ(⑥)、礼銭・進物を会所に預け奉行交代時に会所へ(⑨)、普請方建前時・戸室石搬出時の現場へ(②)遣わすとしている。命が無くても見届けに行くものとしては、火事の火元(⑨)・喧嘩(⑩)・馬市(⑪)・長谷観音・寺中の祭礼(⑭)が記されています。

御横目(大小将横目)見届け時の供勤めとしては、キリシタン宗門吟味やその死骸見届け時(⑮)、藩 米川下し等の見届け時(⑪)、大横目に従う勤めは、倉部浜で火矢(大砲)方が撃つ見届け(⑰)、大横目 の留書として寄合所に詰める(⑭)が上げられています。最後の箇条は、不時の派遣はその時々の年寄 指図で行われることが記されています。



「越中戸出見廻日数届書」 (仮1629)



「御鷹場野廻見届書」(仮713)



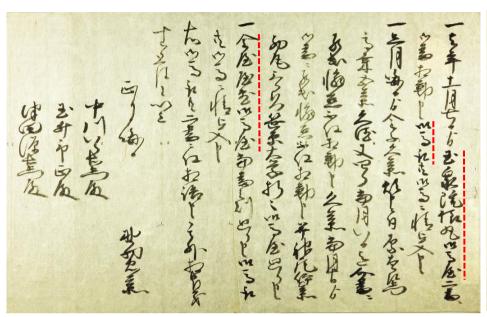
「小松侍屋敷道筋等検地打渡に付見届書」 (仮1074)

御歩横目の勤め方は幅広く、寛文元年(1661)頃の御歩の侍帳(「古組帳抜粋」16.30-38③)では、御膳(所)横目(山田清右衛門・佐賀助八)、御台所横目(堀田伊右衛門・跡地八郎右衛門)、御鷹飼割所横目(服部勘右衛門)、京都御横目(堀弥右衛門・山本弥次右衛門)、大坂御横目(松原安兵衛・近藤小左衛門)のほかに「定御横目」が記されています。

上の史料の差し出し矢部七兵衛(切米二十五石)・三輪豊右衛門(知行百石)・高橋義兵衛(切米二十五石)は定御横目です。初期の御歩は平士と同じ知行取り(領主)と切米取り(現米支給)が混在し、御歩横目は切米二十五石(五十俵)が主体です。

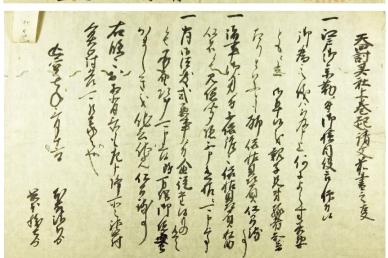
表紙上の史料「奥式台詰番に付書状」は、宛所の大横目玉井の没年から寛文3年(1663)以前の史料です。年寄衆から奥式台(色代)への横目の派遣を命じられ、大横目が歩横目を人選し詰人を報告したものです。野村忠兵衛・高柳新兵衛・嶋 八右衛門・杉山孫三郎はいずれも定御横目で切米二十五石です。

前頁下左の史料は、見届書ではなく砺波郡廻りの日数を大横目に届けています。前頁右は検地 打渡しの見届書で、検地奉行が村地との境界のためか十村肝煎を伴い打渡しています。下右史料 の年代は、前田七郎兵衛が寛文9年(1669)に亡くなっているので、万治2年(1659)亥5月です。下左 の史料は、御厩・御馬取の勤方の他、篠原大学など御馬奉行の見廻りも見届けています。



「玉泉院丸・金谷屋敷御厩等見届書」(仮822)







「富山仁右衛門町白餅屋七兵衛小松 にて自害に付見届書」(仮818)

豊島新九郎は、「先祖由緒并一類附帳」(16.31-65豊島康九郎)によると、寛永20年(1643)家督相続(五百石)し、異風組頭を勤めます。正保元年(1644)父の宗門の儀により同4年知行を召放たれます。しかし、万治2年(1659)五百石で召返えされ、「御横目役」を勤め寛文元年(1661)に亡くなっています。

左の史料は万治3年6月の起請文です。前書(仮1637)では中川宛に私的な誓約を記していることから、大横目の横目支配に関する起請文と考えられます。

「豊島新九郎起請文」(仮1635①-2)

左の史料は、延宝7年(1679)3月、 本藤治左衛門・岡本勝右衛門の起請 文前書です。

二人は切米五十俵取りの御歩で、 藩主綱紀が3月末頃金沢を発足した参 勤道中の横目役を命じられたことが わかります。前書を含む起請文(誓 詞)を出してから役を勤めます。

なお、綱紀は4月11日、江戸で将軍 に参勤の御礼をしています。

「江戸参勤に付横目役起請文前書」(仮781)